

世界遺産版「バーチャル飛鳥京」アプリ作成業務委託 仕様書

この仕様書は、明日香村（以下、本村という。）が発注する下記の業務に関し、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

1. 業務名

世界遺産版「バーチャル飛鳥京」アプリ作成業務委託

2. 業務の目的

令和8年の世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産は、その多くが埋蔵文化財でありイメージすることが難しい。また、これまでに作成されたアプリには、世界遺産としての価値についての言及はない。そのため、飛鳥京に存在する世界遺産構成資産候補を中心に、CGにより必要な資産を復元し、VRやAR技術を活用して、世界遺産の価値や魅力を伝える解説を行う、タブレットやスマートフォン用アプリケーションソフトの作成及び公開を行う。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4. 納品場所

明日香村役場

5. 対象とする構成資産

- ① 飛鳥宮跡
- ② 飛鳥京跡苑池
- ③ 飛鳥水落遺跡
- ④ 酒船石遺跡
- ⑤ 飛鳥寺
- ⑥ 橘寺
- ⑦ 川原寺
- ⑧ 大官大寺
- ⑨ 石舞台古墳

6. 業務内容

- (1) 全体コンセプトやデザインテーマの調整
- (2) 展示解説内容の調整及び解説文の作成
- (3) 展示解説に必要な構成資産の復元CGの準備・作成
- (4) 展示解説に必要なイラストやデザインの準備・作成
- (5) 復元CGを活用して、VRやARによる展示アプリを作成
- (6) 展示内容の多言語（英語、中国語（簡体字）、韓国語）対応
- (7) iOS及びAndroidに対応し、アプリを公開

7. 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手に際して、下記の書類を提出するものとする。

- ①着手届
- ②実施体制（配置する担当者の資格や経歴を含む）
- ③作業計画書及び作業工程表

(2) 受託者は、業務の完了に際して、完了届を提出するものとする。

8. 審査及び引渡し

(1) 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(2) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品を納品し、本村の検査員の検査後、作成したアプリをアプリストアにおいて、無料公開の実施により業務の完了とする。

9. 成果品

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。

- ・作成したアプリをインストールしたタブレット 2台（iOS版とAndroid版を1台ずつ）
- ・業務報告書 1部

10. 留意事項

(1) 受託者は、本業務の内容及び範囲について本村と十分打合せを行い、本業務の目的を達成すること。

(2) 原則として、掲載に必要な画像等は受注者が準備するものとする。ただし、必要に応じて、明日香村が所有する画像等を提供することができるものとする。

(3) 業務開始から委託完了期間までの、アプリの運用・保守管理を行い、必要な対応（バージョンアップに伴う対応や不具合等の修正）を行うこと

(4) 委託期間終了後以降、維持管理費の負担なく利用可能となるように作成すること

(5) 各コンテンツの解説、映像、3Dデータについては、専門家の監修を入れること

(6) アプリを公開する前に、本村にアプリ動作や内容について確認を依頼し、発注者の確認を受けることとし、修正の依頼があった場合は、修正を実施すること

(7) 受託者は、本業務の実施にあたっては、地方自治法をはじめとする関係法令、明日香村関係の条例・規則等を遵守し、適切に遂行すること。

(8) 受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

(9) 受託者は、業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。

(10) 再委託（再々委託を含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、本村の承認を得ること。

11. 著作権

- (1) 本業務により作成したアプリ及びこれを構成する文章、写真、イラスト、デザインデータ等（以下「成果物」という）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 成果物を構成する写真・イラスト・地図データ等の第三者著作物を使用する場合には、受託者が事前にその利用許諾を得て、追加費用を伴わない形で委託者による上記利用が可能であることを保証し、当該許諾状況を一覧表として成果品に添付するものとする。
- (3) なお、本業務に関連して第三者から著作権その他の権利侵害に関する請求又は紛争が生じた場合は、その原因が専ら委託者に帰すべきものを除き、受託者の責任と負担において解決するものとする。

12. その他

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに担当職員の指示を受けるものとする。